

一般廃棄物処理業
~~浄化槽清掃業~~ 許可(許可更新)証

一般財団法人茨城県環境保全事業団
理事長 横山 伸一 様

笠間市長 山口 伸樹



令和 5 年 2 月 3 日付けで申請のあったことについて、笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 18 条の規定により、次のとおり許可する。

取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (ごみ)
収集、運搬及び処分の別	処分 (中間処理、最終処分)
営業の区域	
事業所の所在地	笠間市福田字貉ヶ入 148-6
許可期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
許可条件	<ul style="list-style-type: none">・生活環境を損なわないように、粉じん・騒音・振動等の公害防止に努めること。・関係法令を遵守するとともに、市の指示に従い一般廃棄物を適正に処理すること。・実績報告書を翌月 10 日までに資源循環課に提出すること。
備考	許可番号 第 中 1 号



様式第18号 (第17条関係)

令和5年6月5日

一般廃棄物処理業事業
浄化槽清掃業

事業
廃止
廃業届出書
変更



笠間市長 山口 伸樹 様

住所 笠間市福田165番1

氏名 (一財)茨城県環境保全事業団
理事長 横山 伸一

電話番号 0296-70-2511



(法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第17条第1項の規定に

より事業の 廃止
廃業
変更 をするので届け出ます。

許可年月日	令和5年 3月22日	
指令番号	笠間市指令第170号	
廃止・廃業・変更 年月日	令和5年6月1日 から 廃止 廃業 変更	
変更内容	変更前	処分(中間処理、最終処分)
	変更後	処分(最終処分)
廃止・廃業・変更 の理由	都合により事業の一部(中間処理)を廃止するため。	
備考	添付書類 変更の場合は、その変更事項を証する書類	